

評価料金

◆ 一戸建て住宅（新築）（併用住宅含む）

（税込）単位：円

申請種別	評価料金	
設計住宅性能評価	48,000	
建設住宅性能評価	83,000	
変更設計評価申請	誤記補正等	11,000
	構造以外の項目	11,000 × 評価項目数
	構造項目	22,000
記載事項変更届 変更申告書 <small>※評価書等の交付物はありません。</small>	誤記補正等	0
	構造以外の項目	6,000 × 評価項目数
	構造項目	11,000

※変更関係の料金は各々の項目の合計とする。（但し、合計は設計住宅性能評価料金を上限とする）

※他業務との併願申請の料金設定はありません。

◆ 共同住宅等（新築）

（税込）単位：円

評価対象建築物の戸数	設計住宅性能評価 ()内は必須分野のみの申請で、劣化対策及び 耐震以外の分野がすべて等級1の場合の料金	建設住宅性能評価
9戸以内	110,000 + 10,000M (77,000+ 10,000M)	187,000 + 10,000M
10戸～19戸	165,000 + 10,000M (93,000+ 10,000M)	220,000 + 10,000M
20戸～29戸	176,000 + 10,000M (132,000+ 10,000M)	286,000 + 10,000M
30戸～39戸	187,000 + 10,000M (165,000+ 10,000M)	374,000 + 10,000M
40戸～49戸	253,000 + 10,000M (220,000+ 10,000M)	506,000 + 10,000M
50戸以上	別途見積	

※他業務との併願申請の料金設定はありません。

1. 表中「M」は評価対象住戸の数を示します。
2. 地域割増手数料・料金地域表（表-20）に示す市町村等は、建設住宅性能評価料金にそれぞれの地域割増手数料を検査回数分加算できるものとします。
3. 一敷地に複数棟の建設住宅性能評価料金は、棟ごとの該当する料金の合計とします。
4. 既存住宅の住宅性能評価料金は、見積とします。
5. 当社で設計住宅性能評価書を交付していない建設住宅性能評価料金は、設計住宅性能評価料金に相当する料金を加算します。

6. 表記以外の変更申請、取り下げ再申請（再評価不要な場合）、評価を行わず取り下げた場合及び当社の責により業務期日が遅延した場合等は見積とします。
7. 他業務の申請において既に評価項目を審査済みの場合、当該他業務における住宅性能評価との併願申請料金を適用します。
8. 下表の住宅については規程第35条（4）（5）が適用できるものとする。

No	項 目	増額率
1	年間の申請件数が一戸建て住宅10棟以上又は共同住宅等10棟以上の申請が見込めず、評価業務の効率的な実施が難しい場合	評価料金の5割を加算
2	当社への建築確認の併願申請がなく、評価等業務規程第14条（3）による建築基準関係規程の適合確認について業務量の増加が生じる場合	評価料金の5割を加算 (項目重複の場合5割まで)
3	外皮計算又は構造部材の断面検討を、一貫計算プログラムを使用せず表計算等手計算により行っている住宅	
4	S・RC造部分を含む住宅（構造項目について住宅型式性能認定を受けた住宅を除く）	
5	階数4以上の住宅、1住戸の床面積が200㎡以上の住宅、又は併用住宅	
6	地盤の液状化に関する情報提供を行う場合	
7	構造審査が必要な構造別棟が2棟以上ある場合	
8	紙面にて申請を行う場合	

9. 評価書の再交付料金は1住戸あたり11,000円（税込）とする。

◆ 地域割増手数料

地域割増手数料・料金地域表（表-20）

（税込）単位：円

地域名	割増額	対象地域			
		岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
A 地域	16,000	多治見市 土岐市 瑞浪市 御嵩町 の都市計画区域内	熱海市 伊東市 伊豆市		いなべ市 の都市計画区域内
B 地域	29,000	郡上市 八百津町 の都市計画区域内	下田市 河津町 東伊豆町 南伊豆町	都市計画区域外	亀山市 鈴鹿市 松阪市 津市 明和町 多気町 菟野町 の都市計画区域内
C 地域	42,000	恵那市 中津川市 都市計画区域外	都市計画区域外		伊賀市 伊勢市 志摩市 鳥羽市 名張市 玉城町 南伊勢町
見積地域	別途見積額	下呂市 高山市 飛騨市			尾鷲市 熊野市 御浜町 紀北町 紀宝町 都市計画区域外

地域名	割増額	対象地域			
		埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
A 地域	16,000	上尾市 蓮田市 北本市 桶川市 白岡市 坂戸市 日高市 幸手市 鶴ヶ島市 伊奈町 川島町 杉戸町 宮代町 吉見町 の都市計画区域内	印西市 佐倉市 八街市 の都市計画区域内	奥多摩町 檜原村	小田原市 逗子市 秦野市 伊勢原市 平塚市 南足柄市 箱根町 湯河原町 開成町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 真鶴町 葉山町 の都市計画区域内

B 地域	29,000	久喜市 鴻巣市 加須市 羽生市 行田市 熊谷市 東松山市 飯能市 小川町 越生町 滑川町 鳩山町 嵐山町 毛呂山町 ときがわ町 の都市計画区域内	市原市 成田市 富里市 袖ヶ浦市 木更津市 栄町 酒々井町 の都市計画区域内	都市計画区域外 (島しょ部を除く)	相模原市の一部 (緑区の一部※1) 横須賀市 松田町 山北町 清川村 愛川町
C 地域	42,000	深谷市 本庄市 秩父市 神川町 上里町 美里町 寄居町 長瀨町 皆野町 横瀬町 小鹿野町 東秩父村	旭市 いすみ市 勝浦市 香取市 鴨川市 君津市 山武市 匝瑳市 館山市 銚子市 東金市 富津市 茂原市 大網白里市 一宮町 御宿町 芝山町 白子町 多古町 長南町 東庄町 横芝光町 神崎町 長柄町 九十九里町 長生村	都市計画区域外	三浦市
		都市計画区域外	都市計画区域外		都市計画区域外
見積地域	別途見積額			島しょ部	

※1 相模原市緑区の一部とは、旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町です。

地域名	割増額	対象地域			
		茨城県	栃木県	群馬県	山梨県
A 地域	16,000				
B 地域	29,000	つくば市 土浦市 つくばみらい市 守谷市 取手市 牛久市 龍ヶ崎市阿見町 の都市計画区域内			富士吉田市 都留市 西桂町 富士河口湖町 山中湖村 忍野村 の都市計画区域内

C 地域	42,000	日立市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市 高萩市 常陸太田市 那珂市 ひたちなか市 北茨城市 常陸大宮市 水戸市 古河市 石岡市 結城市 笠間市 筑西市 桜川市 小美玉市 下妻市 常総市 坂東市 かすみがうら市 八千代町 境町 五霞町 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町 美浦村 河内町 利根町 稲敷市	鹿沼市 日光市 矢板市 那須烏山市 さくら市 小山市 那須塩原市 大田原市 下野市 足利市 栃木市 佐野市 真岡市 宇都宮市 壬生町 上三川町 野木町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 塩谷町 那須町 高根沢町 那珂川町	桐生市 沼田市 渋川市 みどり市 前橋市 高崎市 太田市 館林市 藤岡市 富岡市 安中市 伊勢崎市 玉村町 板倉町 明和町 大泉町 邑楽町 千代田町 下仁田町 甘楽町 草津町 吉岡町 中之条町 東吾妻町 長野原町 みなかみ町 榛東村	大月市 上野原市 韭崎市 南アルプス市 甲府市 山梨市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 昭和町 市川三郷町 富士川町 身延町
見積地域	別途見積額	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外

地域名	割増額	対象地域			
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
A 地域	16,000	近江八幡市 東近江市 彦根市 米原市 野洲市 長浜市 竜王町 豊郷町 愛荘町 の都市計画区域内	亀岡市 井手町 の都市計画区域内	/	太子町 西脇市 姫路市 福崎町 の都市計画区域内
B 地域	29,000	甲良町 多賀町 甲賀市 日野町 の都市計画区域内	南丹市 京丹波町 宇治田原町 の都市計画区域内	/	相生市 たつの市 丹波篠山市 淡路市 市川町 神河町 多可町 の都市計画区域内
C 地域	42,000	高島市 都市計画区域外	綾部市 福知山市 笠置町 和束町 南 山城村 の都市計画区域内	/	朝来市 宍粟市 丹波市 佐用町 赤穂市 洲本市 上郡町 南あわじ市 の都市計画区域内
見積地域	別途見積額	/	舞鶴市 宮津市 京丹後市 与謝野町 伊根町 都市計画区域外	/	養父市 豊岡市 香美町 新温泉町 都市計画区域外

地域名	割増額	対象地域	
		奈良県	和歌山県
A 地域	16,000	香芝市 橿原市 葛城市 御所市 桜井市 天理市 王寺町 河合町 上牧町 広陵町 三宅町 安堵町 斑鳩町 三郷町 平群町 川西町 田原本町 大和高田市 の都市計画区域内	和歌山市 岩出市 紀の川市 の都市計画区域内
B 地域	29,000	高取町 大淀町 明日香村 五條市 の都市計画区域内	海南市 紀美野町 九度山町 橋本市 かつらぎ町 の都市計画区域内
C 地域	42,000	曾爾村 山添村 宇陀市 吉野町 東吉野村 下市町 の都市計画区域内	有田市 有田川町 の都市計画区域内
見積地域	別途見積額	御杖村 川上村 十津川村 上北山村 野迫川村 下北山村 黒滝 村 天川村	高野町 広川町 湯浅町 由良町 日高町 美浜町 御坊市 新宮市 田辺市 印南町 白浜町 串本町 太地町 すさみ町 那智勝浦町 古座川町 上富田町 日高川町 みなべ町 北山村
		都市計画区域外	都市計画区域外

1. 確認検査（建築物）、建設住宅性能評価、適合証明現場検査等を同時に行う場合、1つの検査のみ地域割増手数料を加算します。ただし、建築物の規模により、2つ以上の検査に加算することがあります。
2. 同一団地内で一度に複数の戸建て住宅の検査を行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。ただし、申請者の都合により別々に検査を行うように変更となった場合には、追加検査回数分地域割増手数料を追加します。